

道頓堀川遊歩道における簡易広告物禁止地域の拡充について

1 簡易広告物とは

屋外広告物法第7条第4項に規定されている以下の4種の広告物

- ① はり紙
- ② はり札：容易に取り外すことができる状態で工作物に取り付けられているもの
- ③ 広告旗：容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む）
- ④ 立看板：容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物に立てかけられている立看板その他これに類する広告物

2 禁止地域の範囲

変更前：道頓堀川遊歩道のうち戎橋から太左衛門橋までの間

変更後：道頓堀川遊歩道のうち住吉橋東側から深里橋までの間及び道頓堀橋東側から日本橋までの間



青線の囲み：拡充前の禁止地域

赤線の囲み：拡充後の禁止地域

3 指定日及び施行日

指定日：平成 22 年 11 月 5 日（大阪市告示第 1255 号）

施行日：平成 22 年 12 月 6 日

4 禁止地域指定の理由

平成 13 年に「水都・大阪再生」が政府の都市再生プロジェクトに採択され、道頓堀川両岸に遊歩道が整備されることとなった。

はり紙やのぼり旗などの簡易広告物は、比較的容易に設置できるため、放置しておくと遊歩道内が広告物であふれ、景観を阻害するだけでなく、施設管理上も好ましくない。

よって、この遊歩道内を簡易広告物の禁止地域として指定し、良好な景観・管理を図っている。

遊歩道は最初に平成 16 年 12 月に戎橋～太左衛門橋間が完成し、平成 17 年 1 月に当該区間を簡易広告物の禁止地域に指定した。

その後、整備工事の進み遊歩道が延伸されたことに伴い、禁止地域の拡充を行ったものである。